

国海員第430号の3
令和5年3月31日

組合員各位

日本内航海運組合総連合会 ご担当者 殿

海事局船員政策課長
(公印省略)

船員法第111条報告済証紙の取り扱いについて

貴団体におかれましては、平素から海事行政にご支援賜り、厚く御礼申し上げます。
船員法（昭和22年法律第100号。以下「法」という。）第111条に基づき、法第1条に規定される船員を雇用している船舶所有者に対して、毎年10月1日現在の事業状況の報告を求めており、報告済の船舶所有者に対しては法第111条報告済証紙（以下「証紙」という。）を交付しているところですが、関係者からの廃止要望を踏まえ、令和5年10月の事業状況報告より証紙を廃止することといたします。また、これと併せ、集計の正確性の向上及び効率化のため、可能な場合は原則として電子メールによる提出をお願いしたいと考えております。つきましては、貴団体の傘下会員への周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

証紙は廃止されますが、事業状況報告を行わない、又は虚偽の報告をした場合には、法第131条第7号の罰則規定により30万円以下の罰金に処される場合があること、また、繰り返しの督促にも関わらず報告のない場合には、立入検査の端緒となり得ることも併せてご周知いただきますようお願いいたします。

なお、災害疾病報告については、令和5年4月の報告まで証紙の交付を行いますことを申し添えます。

本件は、令和5年10月の報告より適用されます。

基本的には、事業者の皆様の手続きが変わるものではありません。

111条報告を行った後の報告済証紙（以下「証紙」という。）

の交付が廃止されるというものです。